

○山梨県警察の警察署協議会に係る意見聴取要領

平成17年3月25日
〔通達（総）第201号〕

第1 目的

この要領は、警察署長（以下「署長」という。）が警察署協議会（以下「協議会」という。）に対して行う意見聴取等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2 年間業務重点案の策定と意見聴取

署長は、管内の治安情勢等を踏まえ年間業務重点案（第1号様式）を作成し、協議会に諮り、業務推進上配慮すべき事項について意見を聴取するものとする。

第3 業務結果の説明と意見聴取

署長は、年に2回以上、年間業務重点に基づく業務結果等を協議会に説明し、その後の業務推進に当たって参考とすべき事項について意見を聴取するものとする。

第4 提出意見に対する措置

署長は、協議会から提出された意見を真摯に受け止め、可能な限り業務に反映させるよう努めるものとする。この場合において、当該意見を業務に反映させることが困難であると認めるときは、その理由を説明し、理解を得るよう努めるものとする。

第5 結果報告

署長は、協議会の開催結果について、当該協議会の終了後、2週間以内に警察署協議会開催結果報告書（第2号様式）により、総務室総務課を経由して警察本部長に報告するものとする。

第6 実施年月日

この要領は、平成17年4月1日から実施する。

様式省略